

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月二十五日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

## 青森県後期高齢者医療広域連合規則第四号

### 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第五条 条例附則第四十二条第一項の規定により保険料を減免する場合における減免の額は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。ただし、条例附則第四十二条第一項各号のうち、いずれにも該当したときは、その減免額の大きいものを適用する。

- 一 条例附則第四十二条第一項第一号の規定に該当する場合 保険料額の全部
- 二 条例附則第四十二条第一項第二号の規定に該当する場合 次の算式によって算出した対象保険料額に、表の前年の合計所得金額の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額

算式

$$\text{対象保険料額} = A \times B / C$$

算式の符号

- A 同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
- B 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が二以上ある場合はその合計額）

C 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
三百万円以下であるとき	十分の十
四百万円以下であるとき	十分の八
五百五十万円以下であるとき	十分の六
七百五十万円以下であるとき	十分の四
千万円以下であるとき	十分の二

備考 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、減免の割合は十分の十とする。

2 前項の規定により算出した当該年度における保険料の額に百円未満の端数があるとき、又はその額が百円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

3 減免対象期間中に既に徴収した保険料があるときについては、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、遡って減免することができ。

4 条例附則第四十二条第二項に規定する申請書等の提出は令和三年三月三十一日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。